

消費税増税、軽減税率の導入に当たって②

公認会計士・税理士 錦織 澄 (税理士法人 錦織会計事務所 代表社員・松江商工会議所専門相談員)



軽減税率導入に伴う請求書等の記載事項の追加

1 現行の請求書

～2019年9月30日



請求書 発行日：2018年4月25日

〇×食堂様 〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL:03-1234-xxxx

今回ご購入額 15,228円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
	合計	15,228

2 区分記載請求書

2019年10月1日～2023年9月30日

請求書の書式を変更しなければいけない

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。



請求書 発行日：2019年10月25日

〇×食堂様 〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL:03-1234-xxxx

今回ご購入額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨	※	2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨	※	3,960
	合計		14,100
	消費税		1,240
	10%税率対象合計		5,600
	8%税率対象合計		8,500
	合計		14,100
	消費税		1,240
	合計		15,340

注) ※は軽減税率(8%)対象商品

①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに合計した対価の額

3 適格請求書

2023年10月1日～

登録番号の申請や適格請求書の準備が必要となる



請求書 発行日：2023年10月25日

〇×食堂様 〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL:03-1234-xxxx

今回ご購入額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨	※	2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨	※	3,600
	合計		14,100
	消費税		1,240
	10%税率対象合計		5,600
	8%税率対象合計		8,500
	合計		14,100
	消費税		1,240
	合計		15,340

注) ※は軽減税率(8%)対象商品

③登録番号
④税率ごとの消費税額

3 「区分記載請求書等保存方式」について

(1)帳簿の記載に関して現行制度との違いは、「軽減税率対象品目についての記載」が追加された点です。したがって、令和1年10月1日以降の軽減税率対象品目の仕入につ

いては、標準税率が適用される品目の仕入と区分した記載が必要となります。

軽減税率対象品目の仕入については、令和1年9月30日までの仕入も8%、10月1日以降の仕入も8%ですが、9月30日までの仕入と10月1日以降の仕入は区分して

4 税額の計算について

(1)複数税率に対応した区分経理が困難な中小事業者(基準期間の課税売上高5,000万円以下の事業者)には、「税額計算の特例」(※2)の選択が認められています。

(2)簡易課税制度においては、売上に適用される税率による消費税額を基に仕入税額の計算をするため、軽減税率の導入により簡易課税制度選択の有利不利の判断が従来と変わる可能性があります。簡易課税制度の継続、選択についての再

(3)3万円未満の取引、3万円以上の取引であっても「やむを得ない理由がある場合」は請求書等の保存を要しないことについては、これまでと同様です。

5 令和5年10月1日からの「適格請求書等保存方式」の導入について

令和1年10月1日からの消費税増税、軽減税率導入から4年後の令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式」が導入され、仕入税額控除は適格請求書等の保存が要件となります。適格請求書が発行できるのは、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税業者です。

この制度の導入により、事業者間取引において免税業者が不利な扱いとなるのが想定されています。免税業者がこの制度導入にどのような対応するか、課税業者にとっては、免税業者との取引をどうするのか今後の検討課題となります。

検討が必要となります。

(3)従来、簡易課税制度において農業、林業、漁業は第3種事業(みなし仕入率70%)でしたが、令和1年10月1日以降の飲食料品の譲渡を行う農業、林業、漁業は、第2種事業(みなし仕入率80%)となります。課税期間の途中で事業区分が変わる場合もあるので注意が必要です。

(2)簡易課税制度においては、売上に適用される税率による消費税額を基に仕入税額の計算をするため、軽減税率の導入により簡易課税制度選択の有利不利の判断が従来と変わる可能性があります。簡易課税制度の継続、選択についての再

※1 令和1年9月30日までの標準税率は、消費税率6%+地方消費税率1%＝8%、令和1年10月1日からの軽減税率は、消費税率6%+地方消費税率1%＝8%です。

※2 「一定割合」を用いて計算する特例、仕入の税率ごとの区分を売上の割合を用いて計算する特例、事後選択による簡易課税制度の適用の特例があります。